

潟上市ふるさと納税推進業務公募型プロポーザル募集要項

潟上市が実施する潟上市ふるさと納税推進業務公募型プロポーザルについて、次のとおり参加者を募集します。

令和4年5月31日

潟上市長 鈴木 雄大

1. 業務の概要

(1) 業務名

潟上市ふるさと納税推進業務

(2) 業務内容

「潟上市ふるさと納税推進業務委託仕様書」に掲げる業務

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 提案上限額

寄附想定金額である100,000,000円の寄附があったとき、8,000,000円（消費税及び地方消費税額を除く）以下となる金額及び経費率であること。

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

2. 参加資格要件

(1) 法人にあつては商業及び法人登記簿上、秋田県内に本社があること、個人事業者にあつては秋田県内に住民登録を行っていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 過去5年以内（平成29年度～令和3年度）に本業務と同様又は類似業務の実績があること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと（再生計画の認可決定がなされている場合は除く。）。

- (6) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はそれらと同等のセキュリティ規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。
- (7) 国、地方公共団体から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 国税、県税及び市町村税について滞納がないこと。
- (9) 潟上市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

3. 選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 審査は評価基準に基づきプレゼンテーションを実施する。
- (3) 業務契約候補者は、潟上市ふるさと納税事業推進業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）の評価点が最も高い提案者とする。
- (4) 提案者が1社の場合でも審査を行い、審査会が適切な事業者と判断した場合は業務契約候補者とする。

4. 手続等

(1) 参加申込

- ア 提出期限 令和4年6月21日（火）
- イ 提出先 潟上市産業振興部商工観光振興課
- ウ 提出方法 持参又は郵送とし、郵送の場合は発送者が到着時刻を確認できる方法によること。

(2) 提案書の提出

- ア 提出期限 令和4年7月11日（月）
- イ 提出先 潟上市産業振興部商工観光振興課
- ウ 提出方法 持参又は郵送とし、郵送の場合は発送者が到着時刻を確認できる方法によること。

5. 募集等のスケジュール

実施要領等の公開	令和4年5月31日(火)
参加申込書類提出期限	令和4年6月21日(火)
参加資格要件確認結果通知	令和4年6月27日(月)
質問書提出期限	令和4年6月27日(月)
質問書回答期限	令和4年7月1日(金)
企画提案書提出期限	令和4年7月11日(月)
提案内容プレゼンテーション	令和4年7月中旬以降で市が指定する日
審査結果通知	令和4年7月中旬以降
契約締結	令和4年7月中旬以降

※日程については変更となる場合がある。

6. その他

プロポーザルに係る手続き等の詳細については、実施要領等による。

7. 問合せ先

〒010-0201

潟上市天王字棒沼台 226 番地 1

潟上市産業振興部商工観光振興課

担当者 眞坂聡子

電話番号 018-853-5350 FAX 018-853-5280

電子メールアドレス kanko-ex@city.katagami.lg.jp